

## 労働者派遣事業の許可基準の改正（案）

## 1. 趣旨

- 労働者派遣事業を行おうとする者については、派遣労働者に対する賃金支払いの担保等といった観点から許可基準として一定の資産要件を定めているところである。これについて、地方公共団体による債務保証契約又は損失補填契約が存在することで、派遣労働者に対する賃金支払いが担保されている場合には、資産要件を満たしている場合と同等の評価ができるため、資産要件に関し一部見直しを図るもの。

## 2. 概要

- 「資産要件」について、下線部分を新たに追加する。

## 資産要件

許可申請事業主に関する財産的基礎。

- ・資産（繰延資産及び営業権を除く。）の総額から負債の総額を控除した額（以下「基準資産額」という。）が2,000万円に当該事業主が労働者派遣事業を行う（ことを予定する）事業所の数を乗じた額以上であること。
- ・基準資産額が、負債の総額の7分の1以上であること。
- ・事業資金として自己名義の現金・預金の額が1,500万円に当該事業主が労働者派遣事業を行う（ことを予定する）事業所の数を乗じた額以上であること。

ただし、地方公共団体による債務保証契約又は損失補填契約が存在することによって派遣労働者に対する賃金支払いが担保されている場合は、資産要件を満たしていなくても差し支えないこととする。

## 3. 適用期日

平成30年1月1日（予定）

## 参照条文

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（抄）

（許可の基準等）

第七条 厚生労働大臣は、第五条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 当該事業が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われるもの（雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合において行われるものを除く。）でないこと。

二 申請者が、当該事業の派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

三 個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を適正に管理し、及び派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

四 前二号に掲げるもののほか、申請者が、当該事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

2 厚生労働大臣は、第五条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（許可の有効期間等）

第十条 第五条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

2 前項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間）の満了後引き続き当該許可に係る労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第七条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

4 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第五条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。

5 第五条第二項から第四項まで、第六条（第四号から第七号までを除く。）及び第七条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

# 外国人農業支援人材の活用について

国家戦略特区

国家戦略特別区域会議

区域会議の下に設置

適正受入管理協議会

関係自治体

内閣府地方創生推進事務局、地方入国管理局  
都道府県労働局、地方農政局

連携

- ・苦情相談
- ・定期報告
- ・重大問題発生時には速やかに報告

・苦情相談

## ◆特定機関の基準【政令】

指針に即した措置の実施／経済的基礎／事業実績又は人的構成／欠格要件の非該当（法令違反、暴力団など）

- ・特定機関の基準適合性の確認
- ・巡回指導、監査

- ・定期報告
- ・重大問題発生時には速やかに報告

## 派遣先農業経営体の要件

- ・一定期間以上の雇用経験 又は労働者派遣事業に係る講習の受講
- ・労働時間等への適切な配慮
- ・欠格要件の非該当（法令違反、暴力団など）等

・現地調査

特定機関  
(受入企業)

派遣先農業経営体  
(農業経営を行う個人又は法人)

## ○帰国担保措置

外国人農業支援人材がやむを得ない理由により帰国旅費を支弁できないときは、特定機関が当該旅費を負担

## ○雇用の継続が不可能となった場合の措置

本人に責がなく、継続して本事業による在留を希望するときは、新たな特定機関を確保するよう努める

## 雇用契約

- ・派遣労働者としてフルタイム雇用
- ・日本人と同等額以上の報酬額
- ・農業支援活動は通算3年まで
- ・保証金の徴収等の禁止
- ・必要な研修の実施 等

作業指示

農業支援活動

## ◆農業支援活動の作業範囲【政令】

農作業／農畜産物を原材料とした製造・加工の作業／農業に付随する作業（農畜産物の生産に伴う副産物を使用する製造・加工、農畜産物等の運搬、陳列、販売）

## ◆農業支援を行う外国人の要件【政令】

満18歳以上／1年以上の実務経験／農業支援活動に必要な知識・技能／農業支援活動に必要な日本語能力

外国人農業支援人材